

外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書

事 業 年 度	・	・	法人名
---------	---	---	-----

別表八(二)

令五
四
一
以
後
終
了
事
業
年
度
分

外 国 子 会 社 の 名 称 等	名 称	1	【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。					
本たの 店る所 又事在 は務 主所	国 名 又 は 地 域 名	2						
	在 地	3						
主 た る 事 業	4	【No.54】5欄は、25%（租税条約で保有割合が軽減されている場合は、その割合）以上となっていますか。						
発 行 済 株 式 等 の 保 有 割 合	5							
発 行 済 株 式 等 の 通 算 保 有 割 合	6	【No.55】7欄は、当事業年度中の日付となっていますか。						
支 払 義 务 確 定 日	7	【No.56】8欄は、6月以上の期間となっていますか。						
支 払 義 务 確 定 日 ま で の 保 有 期 間	8							
剩 余 金 の 配 当 等 の 額	9							
(9)の剩余额の配当等の額に係る外国源泉税等の額	10	() 円	() 円	() 円	() 円			
法第23条の2第2項第1号に掲げる剩余额の配当等の額の該当の有無	11	有	・	無	有	・	無	
益 金 不 算 入 額 等 の 算 入 の 対 象 と な ら な い 損 金 算 入 配 当	法第23条の2第3項又は第4項の適用の有無	12	有	・	無	有	・	無
損 金 等 の 算 入 額 等 の 支 払 わ れ た 剩 余 金 の 配 当 等 の 額	(9)の元本である株式又は出資の総数又は総額につき外国子会社により支払われた剩余额の配当等の額	13	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円	
	(13)のうち外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額	14	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円	
	損金算入対応受取配当等の額 $(9) \times \frac{(14)}{(13)}$	15	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円	
	益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額 (9)又は(15)	16	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円	
	(16)に対応する外国源泉税等の額 (10)又は((10) × $\frac{(14)}{(13)}$)	17	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円	
額 等 の 算 入 の 対 象 と な ら な い 損 金 算 入 配 当	剩 余 金 の 配 当 等 の 額 に 係 る 費 用 相 当 額 $((9) - (16)) \times 5\%$	18						
額	法第23条の2の規定により益金不算入とされる剩 余 金 の 配 当 等 の 額 (9) - (16) - (18)	19						
等	措置法第66条の8第2項又は第8項の規定により益金不算入とされる剩余额の配当等の額(別表十七(三の七)「23」+「24」)	20						
の	(16)のうち措置法第66条の8第3項又は第9項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額(別表十七(三の七)「25」)	21						
計	(9)のうち益金不算入とされる剩余额の配当等の額 (19)+(20)+(21)	22						
算	法第39条の2の規定により損金不算入とされる外 国 源 泉 税 等 の 額 (10)-(17)	23						
	(23)のうち措置法第66条の8第14項の規定により損金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額(別表十七(三の七)「28」)	24						
	(10)のうち損金不算入とされる外国源泉税等の額 (23)-(24) (マイナスの場合は0)	25	【No.57】27欄の金額を別表四で加算していますか。					
	益 金 不 算 入 と さ れ る 剩 余 金 の 配 当 等 の 額 の 合 計 ((22)欄の合計)	26	円					
	損 金 不 算 入 と さ れ る 外 国 源 泉 税 等 の 額 の 合 計 ((25)欄の合計)	27						